

令和3年8月27日

保護者 様

愛知県立刈谷工科高等学校長

「まん延防止等重点措置」から「愛知県緊急事態措置」への移行に伴う対応について（お願い）

平素から本校の教育活動に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

このたび、令和3年8月27日から9月12日までを期間として、本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき「緊急事態宣言」の対象区域に加えられ、本県全体の地域の感染レベルが「**レベル3**」に引き上げられました。これを受け、本校での対応を下記のとおりとしますので、保護者の皆様には、引き続き感染拡大防止に御理解、御協力をお願い申し上げます。

## 記

### 1 学校運営の基本方針

本県において「緊急事態宣言」が発出されたことを踏まえ、警戒度を最大にし、感染防止対策を更に徹底した上で学校教育活動を継続していく。一斉休校は行わないが、感染状況に応じて時差登校、分散登校、臨時休業等の実施を迅速かつ適切に判断する。

### 2 感染防止対策の徹底

新型コロナウイルスに「感染しない・させない」ためには、生徒一人一人が自覚をもって感染拡大防止に取り組む必要がある。変異株（デルタ株）への置き換わりが進み、急速に感染が拡大していること、新規感染者に占める10歳代以下の割合が高まっていることを踏まえ、改めて、基本的な感染防止対策を徹底するよう指導を行う。

#### (1) 登下校、放課後及び休日

- ア 家族も含めた毎日の健康観察を実施し、生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させない。
- イ 感染者が急増している地域については、生徒の同居家族等に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校を控えさせる。
- ウ 生徒の同居家族等が濃厚接触者に特定された場合、検査で当該家族の陰性が判明するまでは、生徒は登校させない。
- エ 生徒に発熱等の風邪症状があり、すぐに治まった場合（例：夜に発熱し、翌朝に解熱）でも、念のために受診を促し、1日程度登校を控えさせる。
- オ 放課後は、寄り道をせずまっすぐ帰宅するよう指導する。生徒同士でのカラオケや会食は感染リスクが非常に高いことから、授業後や部活動終了後だけでなく、休日においても自粛するよう指導する。
- カ 登下校中も含め、校内では、原則マスクを着用するよう指導する。  
ただし、マスクの着脱については、熱中症への対策を優先させること、着用しない場合は、人との身体的距離を十分に確保することを併せて指導する。

#### (2) 校内における感染防止対策

- ア 昼食等の食事は、自席で食べるなど対面にならないようにし、会話をしないよう特に指導を徹底する。  
また、食事後は速やかにマスクを着用するよう指導する。
- イ 「3密」と「大声」の回避、こまめな手洗、咳エチケットを徹底するよう指導する。
- ウ 教室等の常時換気を実施する。なお、熱中症などによる健康被害が生じないよう留意する。

### 3 教育活動上の対応

#### (1) 中止とする活動

「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」は、行わない。

- ・ 各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・ 理科：「近距離で活動する実験や観察」
- ・ 音楽：「近距離で行う合唱及び管楽器演奏」
- ・ 家庭：「近距離で活動する調理実習」
- ・ 実習等：「近距離で活動する共同作業等の活動」

#### (2) 修学旅行等の校外行事

修学旅行等の校外行事は、中止または延期する。

#### (3) 学習活動

ア 身体的距離の確保を優先し、教室等においては、生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保する。施設の制約により距離が確保できないときは、マスク着用の徹底や十分な換気を行う。

イ ペアワーク等は必要最小限とし、行う場合は、次に留意して実施する。

- ・ ペア等を組む相手は固定する。
- ・ 近距離で、対面にならない形で実施し、極力短時間に留める。
- ・ マスクを着用し、必要以上に大きな声を発しないよう指導する。

ウ 体育については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とする。2～3人程度の特定の少人数での活動を行う場合は、十分な距離を空けて行う。

体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、運動を行っていないときは、可能な限りマスクを着用する。ただし、マスクの着脱については、熱中症への対策を優先し、着用しない場合は、人との身体的距離を十分に確保する。

エ 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった生徒については、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がないなど、合理的な理由があると校長が判断する場合には、緊急事態宣言下であることを鑑み、欠席の扱いとはしないよう柔軟に対応する。

#### (4) 部活動

ア 部活動については、校内の活動のみとする。ただし、活動については平日4日以内とし、活動は90分以内とする。土日の練習はなしとする。

イ 対外的な練習試合、合同練習及び部合宿は、自粛する。ただし、公式戦で宿泊を伴う競技の部合宿については、事前に県教委へ相談する。

ウ 公式戦への参加は周辺地域の感染状況に応じて、慎重に検討する。

エ 生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動及び室内で生徒が近距離で行う発声や演奏を伴う活動については、行わない。

オ 活動の開始時と終了時に、生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行うとともに、活動中は、教員が必ず立ち会い、感染防止対策の徹底を図る。教員が立ち会うことができない場合は実施しない。

カ 運動を行っていないときは、原則マスクを着用する。ただし、マスクの着脱については、熱中症への対策を優先し、着用しない場合は、人との身体的距離を十分に確保する。

キ 部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、短時間で行うよう指導する。また、会話を控え、原則マスクを着用し、可能な限り換気をする。

### 4 保護者との連携

学校内で感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要であることから、引き続き、登校前の健康観察、放課後は寄り道をせず帰宅すること、不要不急の外出は控えること、不要不急の都道府県間の移動を控えることなど、各家庭においても感染予防に努めていただくようお願い申し上げます。